

## 平成30年度第2回流山市入札監視委員会 会議録

### 1 日 時

平成31年2月4日（月）午後2時

### 2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 301会議室

### 3 出席委員

倉 橋 透 委員長

村 岡 豪 委 員

田 村 茂 雄 委 員

### 4 出席事務局

総務部 水代部長

財産活用課 石戸課長、齊藤課長補佐、高野係長、  
友松主事、八幡主事

経營業務課 秋谷課長、坂本係長、勝俣主事

### 5 工事担当課

学校施設課 湯上主任技師、小木田技師

下水道建設課 池田課長、神山係長

### 6 審議事項

(1) 抽出議案の審議について

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

(3) 次回審議事案の抽出について

(4) その他

## 7 協議状況

開 会 午後 2 時

閉 会 午後 3 時 4 5 分

財産活用課長補佐から入札監視委員会の審議対象の説明があり、委員会の次第に沿って会議が開催された。

## 協議事項

### (1) 抽出議案の審議について

#### ① おおたかの森小学校区新学童クラブ創設工事（建築工事）

##### 【一般競争入札・市長部局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

## 倉橋委員長

入札公告時に示した閲覧図書はどのようなものか。

## 小木田技師

位置図、金抜き設計書、設計図面、特記仕様書を閲覧図書として示した。

## 倉橋委員長

入札公告時に学童クラブ室内の壁の内装について、仕様を定めていたのか。

## 小木田技師

内装の仕様は定めており、閲覧図書として示している。

## 村岡委員

おおたかの森小学校は開校してからしばらく経過するが、開校段階で小学校と学童クラブを一体で発注したほうが費用を抑えることができたのではないか。

## 小木田技師

おおたかの森小中学校内には開校当時より学童クラブが設置されており、開校当時の児童推計では賄うことができる予定であったが、当校周辺の土地区画整理事業によって高層マンション等が多数建設されたことから当初の推計を超えてしまったため、新たに学童クラブを建設することとなった。

## 倉橋委員長

将来、児童数が減少した際の学童クラブの活用方法は検討されているのか。

小木田技師

学童クラブでは保育室として活用する予定の部屋を、地域の方々が使用することのできる多目的室としても活用できるよう設計をしている。

田村委員

流山市内の別の小学校においても、学童クラブの新設を行っているのか。

小木田技師

西初石小学校や八木北小学校においても新規に学童クラブを建設中である。

田村委員

流山市内に建設中の学童クラブはすべて同じ仕様や構造なのか。

小木田技師

各小学校に建設する学童クラブについて、仕様や構造は異なっている。おおたかの森小学校に建設する学童クラブについては、面積や受入予定人数等の規模が大きいため、建物を鉄骨造としているが、西初石小学校区と八木北小学校区の学童クラブについては木造としている。

田村委員

保育室を建設するにあたり、ある程度の広さを確保するよう定められているのか。

小木田技師

保育室の面積は児童1人あたり1.65平方メートルの範囲を確保するよう基準が定められており、その基準を満たした設計を行っている。

② 大堀川 1 号雨水幹線工事

【一般競争入札・上下水道局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

流山市内に本店を構える業者同士での共同企業体（J V）の結成を入札参加の条件としたのはなぜか。

秋谷課長

予定価格が税込で5億円を超える工事であり、市内業者において単体では請け負える工事ではないが、市内業者の育成の観点から、市内業者同士のJ Vを必要とする条件とした。

倉橋委員長

公告文において工期は500日間となっているが、実際に工事は500日も要するものなのか。

秋谷課長

敷設するボックスカルバートが非常に大きく、製作期間に時間を要するため、工期は500日を要すると見込んでいる。

倉橋委員長

契約金額は入札金額に消費税率8%を乗じた金額なのか。

秋谷課長

そのとおりである。

倉橋委員長

工期末が消費増税が予定されている平成31年10月1日以降であるが、増税後も契約金額は変わらないのか。

秋谷課長

平成31年10月1日付で、増税分の金額を契約金額に上乗せする変更契約を行う。

※補足《平成31年3月31日までに契約締結された工事請負契約で、かつ契約工期が平成31年10月1日以降である工事請負契約については、消費増税に伴う経過措置の対象となり、消費増税分の変更契約を行う必要がない。ただし、平成31年4月1日以降に請負金額や工事内容等の変更契約を締結した場合、その工事請負契約は消費増税の対象となるため、増税分の変更契約対象となる。本工事は今のところ消費増税分の変更契約対象外であるが、以後変更契約を締結した場合、増税分の変更契約対象となる。》

倉橋委員長

抽出議案①の工事では、公告文に中間前払金の支払い条項が明記されていたが、この案件では対象外なのか。

秋谷課長

本案件においても、公告文に中間前払金の支払い条項について明記されており、中間前払金の対象案件である。

倉橋委員長

中間前払金の支払い条項について、抽出議案①と公告文の表記に違いがみられるが、区別している理由はあるのか。

秋谷課長

表記の違いについて、特段の理由はない。

高野係長

流山市発注工事における工期中の支払い制度には、中間前払金のほか、部分払の制度がある。ただし、中間前払金と部分払の両方を請求することは出来ず、請求する場合はどちらか一方となるため、業者によって請求が分かれるものである。

倉橋委員長

各業者が支払い制度について十分理解しているという認識でよいか。

高野係長

そのとおりである。

田村委員

流山市の発注工事において、中間前払金の制度は活用されているのか。

高野係長

過去に市長部局で2～3件、上下水道局でも昨年度で2～3件の請求があった。

田村委員

各業者は資金繰りを理由に中間前払金の請求を行うのか。

高野係長

各業者においてそれぞれ理由はあると考えられるが、銀行から借り入れをした場合、手数料等の負担が発生するが、中間前払金の場合は書類提出を行うことで資金を得ることができることから、業者にとって有益な請求方法であると考えられる。

田村委員

以後、各業者からの中間前払金の申請について増加することが予想されるのか。

高野係長

工期の兼ね合い等の諸条件もあるため、中間前払金の請求が急激に増加することは考えにくいですが、工期の長い工事や請負金額の高い工事については中間前払金の申請が見込まれる。

田村委員

流山市が中間前払金の請求を受けて支払いを行う際に、業者から支払いの担保を求めるとはしないのか。

高野係長

各業者において保証会社等の中間前払金保証を取得する手続きを行い、その保証証券等を担保に中間前払金の支払いを行うこととなる。

③流山市立八木北小学校ブロック塀等緊急対策工事

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

田村委員

本工事とは別に随意契約を行った小中学校におけるブロック塀等の緊急対策工事についても、工事内容は同様なのか。

湯上主任技師

そのとおりである。工事内容は既存のブロック塀を撤去し、独立したフェンスを新設する工事である。

倉橋委員長

隣地面との境界として設置されているブロック塀は、市側が設置していたのか。

湯上主任技師

学校の敷地内に設置されているブロック塀を対象として工事を行っている。

村岡委員

業者が見積もりを算出するためにどのくらいの期間を用意したのか。

湯上主任技師

平成30年7月21日に各業者へ見積もりを依頼し、同月30日までに見積書を市へ提出するよう依頼した。

村岡委員

見積もり合わせを行うにあたり、各業者にどのような情報を提供しているのか。

湯上主任技師

位置図、金抜き設計書、設計図面、特記仕様書を閲覧図書として各業者へ提供している。予定価格等の金額については一切明示していない。

村岡委員

見積もり合わせを行った業者間で見積もり金額に開きはあるのか。

湯上主任技師

大きな金額の開きはなかったが、流山市が積算した金額を上回る業者もいた。

④向小金雨水幹線工事に伴う附帯工事

【随意契約・上下水道局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

村岡委員

本工事を施工するにあたり支障をきたす恐れのある構造物等の撤去は行ったのか。

神山係長

工事の施工に影響があることから、既存設置されていた樹木やネットフェンス等を撤去ではなく一時移設し、工事完成後に復元している。

倉橋委員長

本工事を施工した場所は借地とのことであるが、借地料は支払っているのか。

神山係長

借地料は支払っていないが、工事施工後の現状復旧を条件に土地を借りていた。そのため、工事完成後に現状復旧を行い、地権者との現場立ち合いで状況を確認済みである。

田村委員

本体工事である「向小金雨水幹線工事」の施工前に、附帯する工事の発生ほどの程度予測できるのか。

神山係長

設計段階においてある程度推測するものの、実際に工事を着工し、現場状況を確認した際に予測し得ない工事が発生する場合もあるため、すべての附帯する工事を施工前に予測することは難しい。

倉橋委員長

本体工事の設計変更で対応することは考えなかったのか。

池田課長

本体工事の設計変更で対応することのできる内容であったが、附帯工事として別発注したのは、本体工事が補助金の交付を受けている工事であったことが挙げられる。

倉橋委員長

本工事は本体工事を請け負っている業者に特定して契約したものであるが、別の業者から入札参加等の機会を得ることができなかつた旨の苦情の申し立て等があったのか。

高野係長

本工事に限らず、近年苦情申し立ての問い合わせは受けていない。申し立てがあった際は、本審議会にて審議を行うこととなる。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

① 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

倉橋委員長

「新設小学校関連造成工事」については、新たに小学校を建設する工事なのか。

高野係長

大畔地区での新設小学校建設に関連する造成工事である。

倉橋委員長

「新設小学校関連造成工事」については、設計金額が2,000万円を超える工事であるため、本来は総合評価一般競争入札にて落札者を決定するものであるが、価格競争にて業者を決定した理由はなにか。

高野係長

「新設小学校関連造成工事」については、当初の段階で当該工事は、擁壁工事を主たる工事としていたことから発注予定時点（当初公表時点）では、『とび・土工・コンクリート工事』の工種で発注する予定をしていたが、発注担当課において、詳細な設計を行ったところ、敷地造成等も施工する内容であったことから、内部で検討したところ、『土木一式工事』として発注することが適切であるとした。

本来は、県の総合評価の意見聴取を行い、総合評価一般競争（特別簡易型）で実施するものであるが、県の意見聴取の時期等の調整が合わなかったことや、新設小学校関連工事であったこともあり、早期に発注を行い、工事（造成等）の完成をさせる必要があったことため、価格競争で実施したものである。

村岡委員

随意契約の契約相手方に大成建設が多数を占めているが、流山おおたかの森駅周辺は駅周辺の開発当初から大成建設が施工していたのか。

水代部長

流山おおたかの森駅周辺のおおたかの森ホールや観光案内所等の複合施設を大成建設が施工しており、ペDESTリアンデッキや絵画の展示ブース等も同様に施工していることから、一体で施工を依頼したほうが効率的であるため随意契約としている。

倉橋委員長

大成建設が施工したすべての建築物等は市に引き渡されるという認識でよいか。

水代部長

そのとおりである。

倉橋委員長

おおたかの森ホールの指定管理者は大成建設とは別の業者なのか。

水代部長

そのとおりである。

倉橋委員長

おおたかの森ホールの管理運営について、P F I方式を取り入れることについては検討しているのか。

水代部長

P F Iについても検討したが、流山おおたかの森駅周辺の土地を提供し、その土地に施設を建設してもらう等価交換方式のほうが見合っていると判断した。

② 上下水道局発注（経營業務課から報告）

[事務局説明（上下水道局）]

倉橋委員長

「駐車場塗裝修繕」の工事について、担当課が経營業務課なのはなぜか。

秋谷課長

経營業務課が庁舎を管理している課であり、駐車場も庁舎管理の一部に含まれることから、経營業務課が発注を行った。

村岡委員

下水道における本管工事の発注件数は減少傾向であるか。

秋谷課長

発注件数は減少していない。

村岡委員

広島県の一部地域では下水道ではなく合併浄化槽を取り入れることで、コスト削減を図っているとのことであるが、流山市では検討されているのか。

秋谷課長

市街化調整区域では、平成31・32年度に合併浄化槽を取り入れることについて検討している。

倉橋委員長

合併浄化槽に係る補助金は厚生労働省が管轄なのか。

秋谷課長

そのとおりである。 ※合併浄化槽に係る所管は、環境省。

田村委員

下水道と合併浄化槽では工事手法や仕組み等が変わってしまうのか。

秋谷課長

合併浄化槽を取り入れた場合、下水道の本管は不要となるため、構造が大きく異なる。

田村委員

市街化調整区域には合併浄化槽を整備し、それ以外については下水道を整備するという棲み分けで進めているということか。

秋谷課長

現状は公共下水道の整備を進めており、その後市街化調整区域の浄化槽整備を進めていくこととなる。 ※一部の市街化調整区域では、公共下水道を整備する。

水代部長

優先事項として、市街地の住宅密集地に下水道の管を敷設することを進めている。市街化調整区域では住宅と住宅が離れている箇所があり、下水道の管を敷設することは費用対効果を考えると現実的ではないものである。そのため、市街化調整区域では合併浄化槽の整備を進めていくこととなる。

倉橋委員長

農業集落排水はないのか。

秋谷課長

ありません。

### (3) 次回審議事案の抽出について

倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「文化会館、中央図書館・博物館エレベーター更新工事」、随意契約については、「流山おおたかの森駅北口都市広場整備工事」

上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「前ヶ崎1号汚水幹線工事（E0-711）」とすることによろしいか。

(事務局より訂正<追加事項>)

市長部局発注工事において、指名競争入札で実施した「都市計画道路3・5・16号三輪野山西平井線道路改良工事に伴う信号機移設工事」を一般競争入札案件として報告していたことから、事務局より平成31年2月6日及び7日に各委員へ連絡し、訂正しました。

このことに伴い、次回の審議案件として、市長部局発注工事の指名競争入札に「都市計画道路3・5・16号三輪野山西平井線道路改良工事に伴う信号機移設工事」を審議案件に追加いたしました。

[全員了承]

### (4) その他

特記事項なし

倉橋委員長

次回の入札監視委員会は平成31年10月4日（金）の午後2時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

次回の入札監視委員会は平成31年10月4日（金）を第一候補、予備日は平成31年10月11日（金）とする。

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。

